

よくあるご質問(監理団体の許可有効期間更新申請関係)

No.	質問内容	回答
○申請の要否・時期に関するもの		
1-1	監理許可の更新をする場合には、いつまでに申請する必要が ありますか。	許可の有効期間が満了する日の6か月前から3か月前までに外国人技能 実習機構の本部審査課に申請してください。
1-2	有効期限の3か月前を過ぎると更新申請はできないのでしょうか。	有効期限の3か月前を経過すると、更新申請を行うことはできず、改めて新規許可申請を行うことになります。 ※許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合、当該許可に係る監理事業を行うことができず、実習実施者や技能実習生など関係者に与える影響も大きいため、注意が必要です。
1-3	有効期限の3か月前までに有効期間更新申請書を提出するこ とになっていますが、3か月前の日が土日祝日の場合、休み 明けに機構に到着すれば問題ないでしょうか。	有効期限が土日祝日である場合、申請期限内の直近の開庁日(12月29 日から翌年1月3日まで以外の平日)までに当機構に到着するよう申請して いただく必要があります。
1-4	条件が整ったので区分変更の申請を予定していますが、今後 控えている更新申請も提出する必要がありますか。	必要書類を整えて速やかに事業区分変更許可申請書を申請してください。 その後、事業区分変更申請の審査の状況に応じて、有効期限の3か月前ま でに有効期間更新申請をしていただく場合がありますので、ご注意ください。
1-5	当組合は現在休止中ですが、来年度中に有効期限を迎える ます。更新申請書の提出は必要でしょうか。	休止中であっても次回の有効期間内に再開する予定があれば、別途更新 申請書の提出が必要です。

よくあるご質問(監理団体の許可有効期間更新申請関係)

No.	質問内容	回答
1-6	更新申請をしない場合は所定の用紙を郵送するよう機構ホームページに周知されていましたが、他にどのような手続きが必要でしょうか。	<p>更新申請をしない場合は以下①②の順番で手続きをお願いします。</p> <p>①速やかに「監理団体許可有効期間更新手続きのお知らせ」の3枚目「監理団体許可有効期間の更新申請を行わない場合はこの用紙を当課まで郵送いただくようお願いします。」について記載の上提出してください。</p> <p>②有効期間を更新しないということは監理事業を廃止することになるため、廃止する1ヶ月前までに審査課に対して事業廃止届出書を提出して下さい。</p> <p>※監理事業終了後速やかに監理団体許可証及び許可条件通知書を返送すること、また、監理事業終了後も実習生が技能実習の継続を希望している場合は別の監理団体へ転籍(技能実習計画の変更)が必要になります。</p>
○他の許可申請及び変更届出の取扱いに関するもの		
2-1	更新申請時に、監理団体(監理事業所)の住所や名称等の変更を同時に行なうことはできますか。	<p>住所や名称変更等の許可証書換については、別途変更届出書及び許可証書換許可申請書(別記様式第17号)等の必要書類を提出し、更新申請書には現在の住所や監理団体名を記載してください。</p> <p>※更新時までに新しい住所や監理団体名が許可されれば、更新時の許可証に変更後の住所や団体名を記載します。</p>
2-2	更新申請時に、役員・監理責任者・外部監査人又は指定外部役員、職種、送出機関の変更を同時に行なうことはできますか。	これらに変更があった場合は、別途変更届出書(別記様式第17号)等の必要書類を提出してください。
2-3	更新申請時に、特定職種の変更を同時に行なうことはできますか。	これらに変更があった場合は、別途監理団体許可条件変更申出書(参考様式第2-17号)等の必要書類を提出してください。

よくあるご質問(監理団体の許可有効期間更新申請関係)

No.	質問内容	回答
○監理事業計画書に関するもの		
3	監理事業計画書記4(計画対象期間)はどのように考えたらよいのでしょうか。	始期については、現在お持ちの許可証に記載の有効期限の翌日としてください。 終期については、許可後の有効期間(特定監理団体であれば通常5年、一般監理団体であれば通常7年)経過後の年度末日を記載してください。 (例:特定監理団体で始期が2022年7月1日の場合、終期は2028年3月31日。)
○財産的基礎に関するもの		
4	直近の財務諸表(貸借対照表)において債務超過となっている場合、更新申請は可能ですか。	新規許可時に、直近の財務諸表において債務超過だったために、債務超過の解消が許可条件として付されている場合は、当該許可条件で示されている時点で債務超過が解消されていることが有効期間更新の条件となります。また、有効期間更新申請時の直近の事業年度末時点でも、債務超過が解消されていることが必要です。 なお、新規許可時には債務超過でなかったが、有効期間更新申請時の直近の財務諸表において債務超過である場合も同様に、申請時点で債務超過が解消していることが月次試算表等で確認できることが、有効期間更新の条件となります。
○役員に関するもの		
5	公益財団法人の評議員は、監理団体の役員として住民票を提出する必要がありますか。	公益財団法人の評議員は、法人の役員には当たらないとされていることから、住民票の提出は不要です。

よくあるご質問(監理団体の許可有効期間更新申請関係)

No.	質問内容	回答
○監理責任者等講習に関するもの		
6-1	更新申請時に、以前受講した監理責任者等講習受講証明書は使用することはできますか。再受講しないと申請できないでしょうか。	監理責任者等講習は3年に1回受講する必要があります。監理団体許可有効期限が前回の受講年月日から3年後の日付を過ぎている場合は、再度受講した上で受講証明書を提出していただくか、受講予約した際の養成機関からの受信完了メールの写しを提出してください。
6-2	全ての監理責任者及び外部監査人(指定外部役員)は監理責任者等講習を3年に1回受講することになっていますが、具体的にいつからいつまでを3年としてカウントするのでしょうか。	例えば、すでに受講歴がある場合は、前回の受講年月日から3年後です。(2022年7月1日に受講した場合、その受講証明書は2025年6月30日まで有効ですが、3年経過する前までに再度受講して下さい。) まだ受講したことがない場合は速やかに受講して下さい。
○手数料に関するもの		
7-1	調査手数料をインターネットバンキングで振り込むことはできますか。	手数料を振り込んだことを証明する書類(払込証明書等)は、振込をした事實を金融機関が証明した書類であることが必要であるため、インターネットバンキングでの振込など当該書類が発行されない形態による振込は認められません。
7-2	先日、更新申請の書類を郵送しましたが、調査手数料の金額を誤って納めてしまいました。どうすれば良いでしょうか。	<p>○決められた額を超過している場合 超過した額を放棄する場合は、納めた調査手数料と決められた調査手数料の差額の返還を放棄する旨書面(署名・捺印)を送付してください。 超過した額の放棄を希望しない場合は、再度決められた調査手数料を納め、払込を証明する書類を調査手数料払込申告書に貼付したうえで審査課に送付いただければ、当初納めた調査手数料は返金できます。その場合、別途ご案内する調査手数料返還請求書を提出いただくことになります。</p> <p>○決められた額より少ない場合 納めた調査手数料と決められた調査手数料の差額を再度調査手数料払込申告書で振り込んで審査課に郵送してください。</p>

よくあるご質問(監理団体の許可有効期間更新申請関係)

No.	質問内容	回答
7-3	先日、更新申請の書類を郵送しましたが、申請手数料(収入印紙)の額を誤って納めてしまいました。どうすれば良いでしょうか。	<p>○決められた額を超過している場合 超過した額を放棄する場合は、電話連絡いただければ申請書の収入印紙欄の近くに「〇月〇日〇〇氏放棄了承済み」と審査課で追記します。 超過した額の放棄を希望しない場合は、別途正しい額の収入印紙を送っていただければ、審査課で張り替えたうえで当初の収入印紙を返還します。</p> <p>○決められた額より少ない場合 不足している以上の金額の収入印紙を郵送いただければ受理できます。ただし、収入印紙の合計額が決められた額を超過する場合は、超過した額分の収入印紙を放棄を了承いただく必要があります。</p>
○その他		
8	更新が許可されるかどうか、いつどのように教えてもらえるのでしょうか。	<p>審査中の案件についていつ許可されるかはお答えできませんが、有効期間更新申請に関しては有効期限満了日までに審査の結果をお知らせします。</p> <p>なお、機構HPの「監理団体の検索」では、監理団体の名称・住所・有効期間等を記載した一覧を定期的に更新していますのでご確認ください (https://www.otit.go.jp/search_kanri/)。</p>